

○文部科学省令第三十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十三条第四項の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章～第十一章 「略」

第十二章 ディスク等による手続(第二十四条)

第十三章 インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁

的記録(第二十五条)

附則 「略」

(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)

第四条の四 令第七条の四第一項第一号口の文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあっては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 「略」

二 HTML(送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつてゐるものをいう。第二十五条において同じ。)その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。

第十三章 インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される

電磁的記録

第二十五条 法第百十三条第四項の文部科学省令で定める電磁的記録

は、HTMLその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送

目次

第一章～第十一章 「同上」

第十二章 ディスク等による手続(第二十四条)

附則 「同上」

(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)

第四条の四 令第七条の四第一項第一号口の文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあっては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 「同上」

二 HTML(送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつてゐるものをいう。第二十五条において同じ。)その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。

「章を加える。」

「条を加える。」

信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。